科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年 6月 1日現在

研究種目:若手研究(B) 研究期間:2006年~2008年 課題番号:18730297

研究課題名(和文)業績報告プロジェクトにみるディスクロージャーの透明性と会計情報の

質

研究課題名(英文) the transparency of disclosure and information quality in financial performance reporting project

研究代表者

中村 美保 (MIHO NAKAMURA) 大分大学・経済学部・准教授 研究者番号:60381026

研究成果の概要:業績報告プロジェクトについて各会計基準設定機関が議論を重ねている目的の1つは、財務報告の透明性を向上させることにある。これを受けて、本研究では、わが国企業を対象として、業績報告プロジェクトにおける包括利益の開示に関して、実質的会計政策への影響という観点から開示の透明性の向上の程度を分析した。この結果、包括利益の開示導入直後での著しい効果は見られないものの、近年においては業績報告における透明性向上という効果が現れてきている可能性が示された。

交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
18 年度	800,000	0	800,000
19 年度	500,000	0	500,000
20 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	150,000	1,950,000

研究分野:財務会計

科研費の分科・細目:経営学・会計学

キーワード:業績報告・包括利益・実質的会計政策・ディスクロージャー・経営者・裁量・透

明性

1.研究開始当初の背景

られているテーマとして、業績報告に係わる 問題がある。こうした議論の牽引役を担って いるのが、アメリカ財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board; FASB) イギリス会計基準審議会 (Accounting Standards Board; ASB) およ び国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board; IASB) であ る。現在これら3つの会計基準設定主体はそ れぞれ、望ましい業績報告のあり方を討議す るために「業績報告プロジェクト」(Reporting Financial Performance project) を立ち上げ ている。現在では、FASBと IASB が財務報 告方法の統一という方向性をにらみ、共同プ ロジェクトとして進められている。これにと もない、北米あるいはヨーロッパなどで資金 調達をしている企業の多いわが国も、同プロ ジェクトの動向に注視し、検討を行っている。

近年、国内外で重要な議題として取り上げ

業績報告プロジェクトのねらいは、企業の経営成績を示す損益計算書の表示を再構築することにより、開示の透明性を向上させることであった。より具体的にいえば、従来の業績指標である純利益ではなく未実現である市場価値変動を含む包括利益(comprehensive income)を企業の最終的な業績として位置づけようとしている点である。

財務会計基準書第 130 号『包括利益の報告』(以下、FAS130 号) によれば、包括利益とは 1会計期間における資本取引を除くすべての純資産変動であり、包括利益 = 純利益 + その他の包括利益(other comprehensive income)と定義される。その他の包括利益には、会計基準設定主体ごとに多少の違いがあるが、キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブの未実現損益、売却可能有価証券の未実現損益、外貨換算調整勘定の当期発生高、最小年金負債調整、有形固定資産の評価損益が含まれる。つまり未実現項目が含まれる。

それではなぜ会計基準設定主体は、未実現 項目を含む包括利益を最終的な業績指標とし ようとするのであろうか。その主な理由は投 資意思決定の有用性向上にある。すなわち、 未実現項目を含む包括利益は、将来キャッシュフローの金額、発生時期、発生の不確実性 を予測する際に有用だということである。こ のような認識から会計基準設定主体は包括利 益を企業の最終的な業績として位置づけよう としている。

3 つの会計基準設定主体の主張は上記の 点で共通している。ただし近年、業績報告の 議論のゆくえがわが国において注目されてい る理由は次の点にある。

すなわち、未実現項目であるその他包括利益が実現したときに純利益へ振り替える処理(リサイクル)を採用するか否かについて検討することが示されていたからである。つまり、純利益の表示を放棄した上で包括利益をボトムラインとするのか、それとも純利益の表示を維持し、その後に包括利益をボトムラインとして表示するのかということである。

こうした背景から、業績報告に関する研究は、これまでもっぱら純利益と包括利益についての株価との関連性(価値関連性)を比較するというスタイルで検討されることが多かった。主要な先行研究としては下記のものがある。

(1) Hirst et al.[1998]

開示レベルの透明性が高いほど、洗練された 財務諸表利用者が利益制御を見破る割合が高 い。また利益制御を行った企業に対しては、 ペナルティとして株価評価を低くする傾向が ある。

(2) Hutton et al.[2004]

財務諸表作成者は予測利益に合わせて利益を 制御する傾向があるが、それは透明性の高い 開示の場合は抑制されるか、より精巧な利益 制御が行われる。

(3) Lee et al.[2004]

上場している保険会社の包括利益の報告形式 の選択は、開示の質を表しているだけではな く、利益制御の程度を反映する。

(4)佐藤[2006]

純利益および包括利益の各々の実績値と理論値には相当の差がある。また包括利益の理論値は株価との有意な関連性があり、かつ実績値より高い。

(5) 若林[2006]

経営者は純利益に関してのみ利益制御を行っており、包括利益についてはそうした行動は 顕著ではないとしている。

これらの先行研究からは、二つのことが指摘できる。

まず、包括利益については、純利益に比べると利益制御の影響を受けにくい利益である、ということである。その要因としては2つのことが挙げられる。第1に、包括利益が未実現損益を含む会計利益であるので、含み損益を実現させることで利益制御することは難し

いということである。

第2に、現時点においては、投資家および 経営者ともに当該利益を業績指標として意識 していないために、あるいは特にわが国にお いては開示の制度化を行っていないために、 経営者は金額を制御しようという動機をもた ないのではないかということである。

また、その他包括利益項目に関する利益制御については、開示の透明性に影響を受けているように考えられる。Hutton et al.[2004]が示すように、経営者は開示の透明性が高ければ利益制御を抑制する、あるいはそれをより巧妙に行おうとする動機を経営者は持つ可能性がある。

以上のことを踏まえると、包括利益それ自体の数値ではなく、その他包括利益項目を利用した利益制御との関係で包括利益の開示を考察していく必要があると考えられる。この点は、保険会社を対象とした Lee et al.[2004]や佐藤[2006]、シミュレーション的検証を行っている Hutton[2004]などのにとどまる。また先に述べたように、本プロにとどまる。また先に述べたように、本プロにとどまる。このように、特に包括利益の開示の適用とその他包括利益項目の利益制御については未解明の部分があると考えられた。

なお、その他包括利益と利益制御の関係に ついては次のことを考慮した。

まず、利益制御は会計政策を通じて行われるが、会計政策には二つのタイプがある。

1 つは、会計処理方法を変更することで会計数値をコントロールしようとする方法であり、技術的会計政策とよばれる。いま 1 つは、実際の事業活動や取引を変更することにより会計数値をコントロールする方法であり、実質的会計政策とよばれる。

一方、その他包括利益を制御するということでは2つの次元が考えられる。1つは、未実現損益を増減させる場合である。もう1つは、その他包括利益という未実現損益を実現損益へ転換させる場合である。これは実質的会計政策となる。またこの場合、再分類調整を採用していれば、純利益の金額は変化するものの包括利益の金額に関しては変化はない。

先行研究の結果からは、経営者は依然として純利益を制御しようすることが指摘されていた。また、純利益を制御するためにその他包括利益を制御する場合、経営者は実質的会計政策を行うことになる。そこで本研究では、包括利益の開示導入について、特に実質的会計政策の見地から純利益に対するその他包括利益による利益制御を分析していくこととした。

2.研究の目的

業績報告プロジェクトにおける包括利益 の開示について、特に実質的会計政策という 観点から分析を行った。

具体的には、米国 SEC 基準を採用している 日本企業について、検証期間である 1995 ~ 2007 年において、総資産額、当期純利益およ びその他包括利益項目であるその他有価証券 に関わる再分類調整 (売却損益)が有価証券 報告書あるいはアニュアルレポートから入手 できる企業年度をサンプルとした。

ただし、1999~2007年においては、外貨換算調整勘定に関わる再分類調整、2002~2007年においてはデリバティブに関わる再分類調整の金額についても入手できるものをサンプルとして採用し、これらを手作業で入力した。

また検証仮説として次の2つを設定した。 すなわち、包括利益の開示が当該会計基準の 目的に基づいて機能しているのであれば、開 示の導入後の期間(1997~2007年)において、 経営者によるその他包括利益項目に対する利 益制御が減少していることが考えられること から、(1)導入後の期間において、そのた包 括利益項目について制度化以前と比べて、よ り透明性の高い開示を行わなくてはならない と経営者が考えるならば、経営者は当該項目 に関する利益制御を抑制するであろう、(2) 特に包括利益の開示を要求している FAS130 号によれば、その他包括利益項目が実現した 場合には、リサイクル(再分類調整)を行う ことになるため、当期に実現した未実現損益 の金額がより目立つように表示されるという。 これば機能しているのであれば、経営者はそ の他包括利益項目に関する利益制御を抑制す ることが考えられる。

以上のことから、具体的には「包括利益開示の適用後の期間において、それ以前の期間に比べて、サンプル企業のその他有価証券などのその他包括利益項目に関わる利益制御の規模は減少している」という仮説を立てた。

これを受けて、 当期純利益に占めるその 他有価証券に関する再分類調整額の割合を算 出し、各期間の平均値の差が統計的に有意な ものであるかを検定した。 1999~2007年に 関しては、外貨換算調整勘定およびデリバティブに関する再分類調整を含めた値について も同様の検証を行った。 追加的検証として、 その他有価証券の売却行動に影響を与える主 要な因子を考慮した上で、包括利益の適用前 後のその他有価証券および外貨換算調整勘定、 デリバティブに関わる再分類調整額の推移を 検証した。

これらの検証プロセスを経て、業績報告プロジェクトの所期の目的が実際にはどのように表れているのかについて調査した。

3.研究の方法

先行研究のレビュー、財務データを収集した実証分析をメインにおこなっているが、このほかに東京証券取引所第1部企業を対象にアンケート調査も併用し、検証仮説の構築に役立てている。

4. 研究成果

結果として次の3点が指摘できた。

第1に、赤字・減益等であった場合には、 その他包括利益項目を用いた実質的会計政策 が行われていると考えられたが、近年ではそ の規模は小さくなっている可能性があること がわかった。

第2に包括利益開示の制度化直後の期間ではその他有価証券等に関わる実質的会計政策の変化は顕著ではないが、近年においては統計的に有意な減少が確認できた。このことから、財務報告の透明性を向上させるという包括利益開示の所期の目的の1つについては、実際に実現するまでにはある程度の時間が必要であったことが推察された。

第3に、先行研究では開示の透明性が十分でない場合には、利益制御の誘発要因になるとしていたが、本研究からは財務諸表本体開示であれ、脚注開示であれ、一定期間でみれば経営者は利益制御の規模を減少させている可能性が推察された。

本研究からは以上のようなインプリケーションが導かれた、サンプルの制約、経営者の裁量・非裁量についてはより精緻な分類が必要とされるため、暫定的結論であるという点は否めない。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

<u>中村美保</u>「包括利益と経営者の裁量」『会計』 174 巻第 1 号 (2008) 75 - 87 頁,査読なし

<u>中村 美保</u>「業績概念とリサイクルの選択」 『大分大学経済論集』第 58 巻 3 号(2006)pp.23 ~46.(査読あり)

〔学会発表〕(計 1件)

中村 美保「包括利益と経営者の裁量」,2007年9月2日,日本会計研究学会第66回大会(松山大学)

6. 研究組織

(1)研究代表者

中村 美保 (MIHO NAKAMURA) 大分大学,経済学部,准教授 研究者番号:60381026